公益信託 松原三郎記念精神医学育成基金
2025 年度 募集要項

1. 奨学生の資格	下記両事項に該当する者 (1) 石川県内の大学（含大学院）に在籍し、医学を学ぶ学生で、現在、精神・神経障害に関係する分野を専攻し、又は研究対象の一部としてとり上げている、若しくは将来その意向があること。 (2) 大学卒業後に医師国家試験受験資格を得られる課程に在籍、若しくは医師免許を既に取得していること。
2. 奨学金の額	月額 １０万円を給与（返還不要）
3. 給付時期・方法	(1)給付時期：毎年度４，７，１０及び１の各月を給付月とし、以降の３ヶ月分に相当する金額を給付します。新たに奨学生となった者に対しては、当該年度の 4 月以降未給付の給付月数分を、初回給付月に加算して給付します。 (2)給付方法：奨学金給与申請書に記載の銀行等の口座に振込みます。
4. 給付期間	奨学生が在籍する大学（含大学院）の正規の最短修業期間とし、中途より給付の場合はその残りの修業期間を限度とします。なお、奨学生が休学又は長期欠席したとき等、奨学生としての資格を失ったときは、奨学金の給付を休止、停止あるいは廃止します。
5. 募集奨学生数	３名（予定）
6. 申請手続	・当基金所定の申請書に必要事項を記入し、推薦を得た上で添付書類とともに、在籍する大学を経由して下記照会先宛へご郵送下さい。 《添付書類》① 成績証明書 ② 経済状態を示す書類 ・申請書は下記照会先記載のＵＲＬからダウンロードして下さい（お電話でのご請求も承ります）。 なお、応募書類は返却いたしませんのでご了承ください。
7. 募集期間	2025 年 4 月 1 日（火）～2025 年 5 月 23 日（金） 注）募集期間以外の申請は無効となります。
8. 奨学生の選考・決定及び通知	(1)選考方法：奨学金給付申請書類を運営委員会に付議し、奨学生を決定します。面談審査を実施する場合もあります。 (2)面談審査を実施する場合は、開催日時・会場等を 2025 年 6 月上旬～中旬に申請者宛、Ｅ－ＭＡＩＬにてご案内します。 (3)決定通知：2025 年 7 月頃に、選考結果を大学を経由して申請者に書面にてお知らせします。
9. 生活状況報告書の提出	奨学生は、在籍大学卒業まで毎年 4 月に大学を経由して、生活状況報告書を受託者に遅滞なく提出しなければなりません。
10. その他	(1)奨学生は、特別の事情がある場合を除き、在学中はそのまま継続して奨学金の給付を受けることができます。 (2)精神障害を対象とする医学を専攻することとならなかった場合は、原則として既給付奨学金の返還を求めます。

【申請書の提出先・照会先】

〒105-8574 東京都港区芝 3-33-1
三井住友信託銀行 個人資産受託業務部 公益信託チーム
松原三郎記念精神医学育成基金 申請口

TEL 03-5232-8910（受付：平日 9 時～17 時） FAX 03-5232-8919

申請書 URL https://www.smtb.jp/personal/entrustment/public/example/list